○福岡県共助社会づくり基金条例の一部を改正する条例

(社会活動推進課)

○福岡県事務処理の特例に関する条例の一

部を改正する条例

人

事

課

亢

○福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の

部を改正する条例

人

事

課

<u>:</u>八

入

事

課

 $\stackrel{::}{=}$ 

○福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

例

(第十一号-第二十七号

目

次

0)

部を改正する条例

○福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例

(教育庁教職員課)

十九

○福岡県福祉のまちづくり基金条例を廃止する条例

○福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○福岡県道路占用料徴収条例の

一部を改正する条例

(道路維持課)

自然環境課

<u>+</u>  $\dot{+}$ 

(建築指導課)

十八

2

○福岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例

○福岡県国民健康保険広域化等支援基金条例の一

部を改正する条例

医療保険課

<u>+</u>

(医療指導課)

九

保健衛生課

.....八

○福岡県障害福祉サービス事業等の人員、

設備及び運営の基準等に関

(障害者福祉課)

する条例の一部を改正する条例

○福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例 ○福岡県新型インフルエンザ等対策本部条例

1

○福岡県警察の組織及び定員に関する条例

0

部を改正する条例

教育庁教職員課

十九

百

五十二

一条の十七

一第

項の規定に基づき、

知事の権限に属する事務の

部を市

平成 第 三 T 十 맫 Ŧī. 年 百 月 十 十 三 九 号

増 刊 (1)

○福岡県暴力団排除条例の 部を改正する条例

公布された条例のあらまし

◇福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 総務部人事課

1 状況を踏まえ、 関する報告及び勧告に鑑み、 の見直しを行うこととした。 岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十四年九月二十七日付けの給与に 獣医師職員の初任給調整手当の支給期間及び研究職員の級別標準職 本県職員の自宅に係る住居手当を廃止するほか、 他県の

2 この条例は、 平成二十五年四月 一日から施行することとした。

所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一 部を改正する条例

1 けられたため、 ルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの迅速かつ徹底的なまん延防止作業が義務付 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の制定に伴い、 当該作業に従事する国家公務員の特殊勤務手当の支給対象業務及び支 口蹄疫、 高病原性鳥インフ

給額を踏まえ、 この条例は、 本県職員の特殊勤務手当を見直すこととした。

公布の日から施行することとした

〉福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

総務部人事課

1 関する法律の制定により薬事法の一部が改正されたこと等を踏まえ、 域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に 地方自治法第二

○福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察本部警務課

十九

○福岡県警察関係手数料条例の 部を改正する条例 警察本部警務課

干

警察本部生活保安課

…二十五

…二十

(警察本部組織犯罪対策課)

定期発行日 毎週火金曜日 総務部人事課)

村が処理することとするほか、 所要の規定の整備を行うこととした。

2

2 ◇福岡県共助社会づくり基金条例の一部を改正する条例 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

(新社会推進部社会活動推進課)

1 年度以降も継続するため、福岡県共助社会づくり基金条例の有効期限に係る規定を削 福岡県共助社会づくり基金に基づく事業を民間からの寄附金を活用して平成二十五

除するほか、所要の規定の整備を行うこととした。 この条例は、 公布の日から施行することとした。

2

◇福岡県新型インフルエンザ等対策本部条例

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、 福岡県新型インフルエンザ等 (保健医療介護部保健衛生課)

対策本部に関し必要な事項を定めることとした。

1

2 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行することと

◇福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例

(保健医療介護部医療指導課)

1 の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、 ていること等に鑑み、本県における歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、県 口腔の健康が県民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たし 歯

福

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

科口腔保健を総合的に推進することとした。

所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部医療保険課)

1 針に定める施策の実施をすること等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。 福岡県国民健康保険広域化等支援基金に基づく事業として、新たに広域化等支援方

この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を 改正する条例

(福祉労働部障害者福祉課)

1 害者自立支援法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。 法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の制定による障 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例

(環境部自然環境課)

1 における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討の手続を創設するととも に対応する観点から、 に 環境影響評価法の施行後の状況の変化及びその施行を通じて明らかになった課題等 既存の手続を見直すほか、所要の規定の整備を行うこととした。 同法の一部が改正されたことを踏まえ、事業の計画の立案段階

2 この条例は、平成二十五年十月一日から施行することとした。

所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(県土整備部道路維持課)

1 の整備を行うこととした。 路法施行令の一部改正に伴い、 道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の制定による道 太陽光発電設備等の占用料を定めるほか、 所要の規定

2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県福祉のまちづくり基金条例を廃止する条例

(建築都市部建築指導課)

1 ちづくり基金を廃止することとした。 福岡県福祉のまちづくり基金に基づく事業を終了することに伴い、 福岡県福祉のま

2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育庁教職員課)

1 関する報告及び勧告に鑑み、本県公立学校職員の自宅に係る住居手当を廃止すること 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十四年九月二十七日付けの給与に

2 所要の経過措置を設けることとした。 この条例は、

平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する 条例

(教育庁教職員課)

2

1 校の職員の定数を改めることとした。 県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、 当該学

2 ◇福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

(警察本部警務課)

1 の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員及び階級別定員を改めることとし 警察法施行令の一部が改正され地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員

2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課

1 関する報告及び勧告に鑑み、本県警察職員の自宅に係る住居手当を廃止するほか、 県の状況を踏まえ、研究職員の級別標準職務の見直しを行うこととした。 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十四年九月二十七日付けの給与に 他

福

2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部生活保安課)

1 制定により、遊技機の認定等に関する手数料の標準が改められたことに伴い、これら の手数料の額を改定するほか、所要の規定の整備を行うこととした。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令の

この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

3

警察本部組織犯罪対策課

1 目的で、 所要の規定の整備を行うこととした。 の暴力団の排除を一層推進するため、暴力団員が、その縄張を設定し、又は維持する 暴力団が依然として県民等に多大な脅威を与えている本県の現状に鑑み、 特定の事業者等に対し、一定の行為をした場合の措置について定めるなど、 本県から

二第二項及び別表第一第二号の改正規定は、公布の日から施行することとした。 この条例は、平成二十五年六月一日から施行することとした。ただし、第十二条の

条 例

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小 Ш 洋

# 福岡県条例第十一号

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の給与に関する条例 (昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次の

ように改正する。

第十条の二第一項中「及び第三号」を削り、

「十年以内」の下に「、第三号に掲げる

中「(次項において「単身赴任手当受給職員」という。)」を削り、同項を同条第二項 職に係るものにあつては採用の日から十五年以内」を加える。 第十三条の三第一項中「第三項」を「次項」に改め、同条第二項を削り、 同条第三項

とし、同条第四項を削り、同条第五項中「又は第二項」及び「第三項又は」を削り、 とする。 項を同条第三項とし、 同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、 同項を同条第四項 同

別表第四ホ研究職給料表級別標準職務表五級の項第三号を削る。

### 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(住居手当に関する経過措置

2 」という。 この条例による改正前の福岡県職員の給与に関する条例 ) 第十三条の三第1 二項、 第四項及び第五項の規定は、 (以下「改正前の給与条例 平成二十七年三月三

+ 月三十一日までの間にあっては「千五百円」とする。 年三月三十一日までの間にあっては「三千円」と、 三条の三第二項中 日までの間、 なおその効力を有する。この場合において、 「四千五百円」とあるのは、平成二十五年四月一日から平成二十六 同年四月一日から平成二十七年三 改正前の給与条例第十

(研究職給料表の経過的特例

- 3 事委員会規則で定める職を占めることとなる職員又は同項第三号の適用を受けること 規定する職務の複雑、 となる職員に切替日以降適用する給料表は、改正後の給与条例第六条第一項の規定に 後の給与条例」という。)別表第四ホ研究職給料表級別標準職務表四級の項第一号に 切替日においてこの条例による改正後の福岡県職員の給与に関する条例(以下「改正 『別表第四ホ研究職給料表級別標準職務表五級の項第二号又は第三号の適用を受けて 平成二十五年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の給与条 た職員のうち、標準職務(第六条第二項の標準的な職務をいう。)の見直しに伴い 附則別表研究職特例給料表とする。 困難及び責任の度が試験研究機関の長と同程度のものとして人 9
- 4 職特例給料表に掲げる特四級とし、 附則第七項までにおいて「附則第三項適用職員」という。)の切替日における職務の 替日の前日において附則第三項適用職員が受けていた号給と同じ額の号給とする。 前項の規定により附則別表研究職特例給料表の適用を受ける職員(以下この項から 改正後の給与条例第六条第二項及び第三項の規定にかかわらず、附則別表研究 附則第三項適用職員の切替日における号給は、 切
- 5 の認める日以降適用する給料表は、 の専門性及び知識経験が附則第三項適用職員と同程度と任命権者が認める場合は、 切替日の前日において附則第三項適用職員と同一の職を占める職員については、 附則別表研究職特例給料表とする。 当分の間、 改正後の給与条例第六条第一項の規定 そ
- 6 給は、 給がないときは、その額の直近上位の額の号給)とする。 る日における職務の級は、改正後の給与条例第六条第二項及び第三項の規定にかかわ 前項の規定により附則別表研究職特例給料表の適用を受ける職員のその適用を受け 当該日の前日において当該職員が受けていた号給と同じ額の号給 附則別表研究職特例給料表に掲げる特四級とし、当該職員の当該日における号 (同じ額の号
- 切替日以降に新たに改正後の給与条例別表第三研究職給料表の適用を受けることと

ると任命権者が認める職員については、 五項の規定により附則別表研究職特例給料表の適用を受ける職員との権衡上必要があ なった職員のうち、 異動又は任用の事情等を考慮して附則第三項適用職員又は附則 前二項の規定を準用する。

(人事委員会規則 への委任

- 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は
- 人事委員会規則で定める。

8

岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正

- 福岡県職員の給料の調整額に関する条例 (昭和三十二年福岡県条例第六十六号)
- 部を次のように改正する。

付則に次の一項を加える。

(研究職特例給料表適用者の特例

6 する額を加えた額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額 に掲げる額に、 第 第十一号)附則第三項及び第五項(同条例附則第七項において準用する場合を含む とする 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年福岡県条例 一条の調整基本額は、 の規定により同条例附則別表研究職特例給料表の適用を受ける職員に適用する 当該額と同表ホの表五級の項に掲げる額との差額の二分の一に相当 同条の規定にかかわらず、 当分の間、 別表ホの表四級の項

第3483号 増刊①

### 附則別表(附則第3項、附則第5項関係)研究職特例給料表

職務の級	特4級	
号 給	給料月額	
		P
1	444,300	
2	444,600	
3	445,400	
4	446,200	
5	446,900	
6	447,600	
7	448,300	
8	449,000	
9	449,500	
10	450,200	
11	450,900	
12	451,600	
13	452,100	
14	452,800	
15	453,500	
16	454,200	
17	454,700	
18	455,300	
19	455,900	
20	456,500	
21	457,100	
22	457,800	
23	458,400	
24	459,000	
25	459,600	
26	460,300	
27	461,000	
28	461,700	
29	462,200	
30	462,900	
31	463,500	
32	464,100	
33	464,700	
34	465,400	
35	466,000	
36	466,600	
37	467,200	
38	467,200	
39	468,600	
40	469,300	
41	469,800	
42	470,500	
43	471,200	

平成 25 年 3 月 29 日	金曜日	福	出	県	公	報	第3483号 増刊① (	ว

<del>`</del>	成 25 年 3 月 29 日	金曜日	<b>虽 尚</b>	- 県	公	報	第3483号	增刊(L)	6
1 44				471.000	`			ı	
44				471,900	)				
45				472,400	)				
46				473,100	)				
47				473,800	)				
48				474,500					
				-, -,,					
49				475,000	)				
50				475,600					
51				476,200					
52				476,800	)				
53				477,300	)				
54				478,000	)				
55				478,600					
56				479,200					
				,					
57				479,800	)				
58				480,500					
59				481,100					
60				481,700	)				
61				482,300					
62				483,000	)				
63				483,600					
64				484,200					
				,					
65				484,800	)				
66				485,500					
67				486,100					
68				486,700	)				
69				487,300					
70				488,000					
71				488,600	)				
72				489,200	)				
73				489,800	)				
74				490,500					
75				491,100					
76				491,700					
"				131,700	,				
77				492,300	)				
78				493,000					
79				493,600					
80				494,200	)				
81				494,800					
82				495,400	)				
83				496,000	)				
84				496,600					
85				497,200	)				
86				497,800					
87				498,400					
88				499,000	J				
				100 ==					
89				499,500					
90				500,100					
91				500,700	)				

7	平成	[25年3月29日 金曜日 <b>福 岡 県 公 報</b> 第34	8
	92	501,300	
	93	501,800	
	94	502,400	
	95	503,000	
	96	503,600	
	07	504,100	
	97 98	504,100 504,600	
	99	505,100	
	100	505,600	
	101	506,100	
	102	506,500	
	103	506,900	
	104	507,300	
	105	507,700	
	106	508,100	
	107	508,500	
	108	508,900	
	109	509,300	
	110	509,700	
	111	510,100	
	112	510,500	
	113	510,900	
	114	511,400	
	115	511,800	
	116	512,200	
	117	512,600	
	118	513,000	
	119	513,400	
	120	513,800	
	101	514100	
	121 122	514,100 514,500	
	123	514,900	
	124	515,300	
		3-5,000	
	125	515,500	
	126	515,900	
	127	516,300	
	128	516,700	
	129	517,000	
	130	517,400	
	131	517,700	
	132	518,000	
	100	F10.000	
	133	518,300	╛

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小 Ш 洋

# 福岡県条例第十二号

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (昭和二十八年福岡県条例第六十六号)の

部を次のように改正する。

「処理作業」の下に「(次号の作業を除く。)」を加え、 同項第二号の次に次の一号を加える。 第三条第一項第二号中「いい、特に必要ある場合は結核を含む」を「いう」に改め、 同項第三号を同項第四号とし

三 う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事した フルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。)のまん延を防止するために行 職員が家畜伝染病予防法第二条に規定する家畜伝染病(口蹄疫、 高病原性鳥イン

第三条第二項第二号中「第三号」を「第四号」に改め、 同号の次に次の一号を加える

三 従事した場合にあつては、三百八十円にその百分の百に相当する額を加算した額) 前項第三号の作業 三百八十円 (著しく危険であると人事委員会が認める作業に

第二十二条第一項の表保健環境研究所に勤務する職員の項中「第三条第一項第三号」

号までの」に改める。 を「第三条第一項第四号」に、 同条第二項中「若しくは第三号に掲げる」を「から第四

この条例は、 公布の日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県条例第十三号

福岡県知事 小 Ш 洋

のように改正する。

福岡県事務処理の特例に関する条例(平成十一年福岡県条例第三十七号)の一部を次

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

受けた者、 別表一三の項事務の欄イ中 店舗販売業の許可を受けた者及び」に改める 「店舗販売業の許可を受けた者、」を「薬局開設の許可を

別表三五の五の項を次のように改める。

三五の五 削除

附 則

この条例は、 平成二十五年四月一日から施行する

福岡県共助社会づくり基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

福岡県知事

小

Ш

洋

平成二十五年三月二十九日

## 福岡県条例第十四号

福岡県共助社会づくり基金条例の一部を改正する条例

福岡県共助社会づくり基金条例 (平成二十三年福岡県条例第九号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第二項及び第三項を削り、 附則第一項の見出し及び項番号を削る

則

この条例は、 公布の日から施行する

福岡県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小 Ш 洋

福岡県条例第十五号

福岡県新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第一条 この条例は、 三十一号。 以 下 「法」という。 新型インフルエンザ等対策特別措置法 第二十六条の規定に基づき、 (平成二十四年法律第 福岡県新型インフルエ

第二条 ンザ等対策本部 組織 (以下「対策本部」という。) に関し必要な事項を定めるものとする

本部の事務を総括する 福岡県新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、

2 長を助け、対策本部の事務を整理する。 福岡県新型インフルエンザ等対策副本部長 (以下「副本部長」という。)は、 本部

3 命を受け、 福岡県新型インフルエンザ等対策本部員 対策本部の事務に従事する。 (以下「本部員」という。)は、 本部長の

4 対策本部に本部長、 副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから知事が任命する。

第三条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に 応じ、対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、 本部長は、法第二十三条第四項の規定に基づき、国の職員その他県の職員以外の者 意見を求めることができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

第四条 本部長は、必要と認めるときは、

対策本部に部を置くことができる。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、 部の事務を掌理する

第五条 前各条に定めるもののほか、 対策本部に関し必要な事項は、 本部長が定める。

附

この条例は、法の施行の日から施行する。

平成 二十五年三月二十九日

9

福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例をここに公布する

福岡県知事 小 Ш 洋

3

事業者及び医療保険者

(介護保険法

(平成九年法律第百二十三号)

### 福岡県条例第十六号

福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例

(目的)

対策

第一条 この条例は、 総合的に推進し、 予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基 取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、福岡県における歯科疾患の 要な役割を果たしているとともに、県民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた る施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を 本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関す もって県民保健の向上に寄与することを目的とする。 口腔の健康が県民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、 ればならない。 次に掲げる事項を基本として行われなけ

ともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並び 県民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うと

 $\equiv$ な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進するこ に歯科疾患の特性に応じて、 保健、医療、 一社会福祉、労働衛生、教育その他の分野における関連施策の有機的 適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

(県の責務)

第三条 腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 県は、前条の基本理念にのっとり、国及び市町村との連携を図りつつ、 歯科口

2 を行う団体(以下 生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者(以下 「歯科医療等業務従事者」という。)並びに保健、医療(歯科医療を除く。)、社会 県は、 一労働衛生、 歯科口腔保健の推進に当たっては、市町村との連携並びに歯科医師、 教育その他の分野における関連業務に従事する者及びこれらの業務 「保健等業務従事者等」という。)との協力に努めるものとする。

果的に推進するため、 第七条第七項に規定する医療保険者をいう。)が行う歯科口腔保健に関する取組を効 情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療等業務従事者等の責務)

第四条 2 もに、その推進に当たっては、国及び市町村と協力し、 に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。 の緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、 保健等業務従事者等は、それぞれの業務において歯科口腔保健の推進に努めるとと 歯科医療等業務従事者は、 歯科口腔保健に資するよう、保健等業務従事者等と 歯科医療等業務従事者と連携 県が歯科口腔保健の推進

3 事業者は、 並びに県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものと その使用する労働者に対する歯科に係る検診 以 下 「歯科検診」という

4 う努めるものとする 医療保険者は、被保険者及びその被扶養者に対する歯科検診及び歯科保健指導の機 及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよ

会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第五条 る。 及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとす おいて自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、 県民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、 定期的に歯科検診を受け、 生涯にわたって日常生活に

(基本的施策の実施

第六条 施するものとする。 他の歯科口腔保健に関する県民の意識を高めるための運動を促進するために必要 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発そ 県は、 歯科口腔保健を推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実

上を図るために必要な事項 生涯にわたって科学的根拠に基づき行うむし歯予防その他の健全な口腔状態の向

成人期における糖尿病等の生活習慣病に関連した歯周疾患その他の歯周疾患の予

防 を図るために必要な事項

四 高齢期における摂食嚥下障害の予防その他の口腔機能の維持向上を図るために必

六

五 妊産婦である期間における健全な口腔状態の維持を図るために必要な事項

勧奨その他の必要な事項 県民が定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることの

七

じて歯科保健指導又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項 障害者、介護を必要とする高齢者等が、 定期的に歯科検診を受け、及び必要に応

歯科口腔保健を担う人材の確保及びその資質の向上に関する事項

八

十 九 災害時における歯科口腔保健の提供体制の整備等に必要な事項 離島及びへき地における歯科口腔保健の提供体制を確保するために必要な事項

+ に必要な事項 歯科口腔保健に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のため

十二 前各号に掲げるもののほか、 歯科口腔保健を推進するため必要な事項

(歯科口腔保健推進計画の策定)

第七条 腔保健の推進に関する法律 いう。)を策定するものとする。 る計画として、歯科口腔保健の推進に関する計画(以下「歯科口腔保健推進計画」と 知事は、前条に定める基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、 (平成二十三年法律第九十五号)第十三条第一項に規定す 歯科口

2 知事は、 おおむね五年ごとに歯科口腔保健推進計画を見直すものとする。

3 これを県民に公表するものとする。 知事は、 前 一項の規定により歯科口腔保健推進計画を策定し、 又は見直したときは

啓発週間

第八条 歯科口腔保健に関する取組を行うことができるようにするため、歯科口腔保健啓発週 間を設ける。 県は、県民が歯科口腔保健についての関心と理解を深めるとともに、 積極的に

(財政上の措置等)

第九条 その他の措置を講ずるよう努めるものとする 県は、 歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置

部を次のように改正する。

### 附

則

(施行期日)

1 (経過措置) この条例は、 公布の日から施行する。

2

なす。 根幹をなす計画は、第七条第一項の規定により策定された歯科口腔保健推進計画とみ この条例の施行の際現に策定されている福岡県における歯科口腔保健に係る対策の

福岡県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成二十五年三月二十九日

福岡県知事

小 Ш

洋

# 福岡県条例第十七号

福岡県国民健康保険広域化等支援基金条例(平成十四年福岡県条例第六十三号)の一 福岡県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

る施策の実施その他国民健康保険事業」に改め、「、地方自治法 )第六十八条の三の規定に基づき、 六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき」を削る。 第一条中 「国民健康保険事業」を「国民健康保険法 広域化等支援方針の作成、広域化等支援方針に定め (昭和三十三年法律第百九十二号 (昭和二十二年法律第

第六条に次の一号を加える。

広域化等支援方針の作成事業又は広域化等支援方針に定める施策の実施事業

第七条中「三箇年度」を「五箇年度」に改める。

金曜日

この条例は、 平成二十五年四月一日から施行する。

平成 25 年 3 月 29 日

福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を

改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小 Ш

洋

### 福岡県条例第十八号

福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条

例の一部を改正する条例

福岡県障害福祉サービス事業等の人員、 設備及び運営の基準等に関する条例(平成二

十四年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する

に支援するための法律施行規則」に改める。 第六条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的

この条例は、 公布の日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事

小

Ш

洋

福岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する

# 福岡県条例第十九号

福岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例

福岡県環境影響評価条例(平成十年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正

する。 目次中

第一節 環境影響評価調査計画書の作成等(第八条―第十三条) を

第一節 計画段階環境配慮書の作成等(第七条の二―第七条の七)

第一節の二 環境影響評価調査計画書の作成等 (第八条—第十三条) 」 に、 「第四十

九条」を「第五十条」に改める。

第二章中第一節を第一節の二とし、同章に第一節として次の一節を加える。

第一節 計画段階環境配慮書の作成等

(計画段階配慮事項についての検討)

第七条の二 配慮書対象事業(第二条第二号に規定する規則で定める要件に該当する事 業のうち法第二条第二項に規定する第一種事業及び法第三条の十第一項 条の六第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による通知が (法第三十八

なされた法第二条第三項に規定する第二種事業に該当するものを除いたものをいう。

う。)における当該配慮書対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項 以上の当該配慮書対象事業の実施が想定される区域 針で定める事項を決定するに当たっては、 画の立案の段階において、当該配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指 託をしようとする者。以下 以下同じ。 - 計画段階配慮事項」という。) についての検討を行わなければならない。 )を実施しようとする者(委託に係る配慮書対象事業にあっては、 「配慮書事業者」という。)は、配慮書対象事業に係る計 技術指針で定めるところにより、 (以下「事業実施想定区域」とい 一又は二 その委 。 以 下

第七条の三 しなければならない 次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成 配慮書事業者は、 計画段階配慮事項についての検討を行った結果について

配慮書の作成

たる事務所の所在地 配慮書事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主

配慮書対象事業の種類、目的及び内容

 $\equiv$ 事業実施想定区域及びその周囲の概況

四 計画段階配慮事項ごとに調査、 予測及び評価の結果をとりまとめたもの

Ŧī. その他規則で定める事項

(配慮書の送付等)

ろにより、これを知事に送付するとともに、

第七条の四

配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、速やかに、規則で定めるとこ

当該配慮書及びこれを要約した書類を公

表しなければならない。

(配慮書についての知事の意見)

第七条の五 面により述べることができる。 る期間内に、配慮書事業者に対し、 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定め 配慮書について環境の保全の見地からの意見を書

(配慮書についての意見の聴取

第七条の六 について関係する市町村の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように 配慮書事業者は、技術指針で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書

努めなければならない

、配慮書対象事業の廃止等)

第七条の七 旨を公表しなければならない った場合には、 の規定による公告を行った者を除く。 第七条の四の規定による公表を行った配慮書事業者 知事にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その ) は、 次の各号のいずれかに該当することとな (第十条又は法第七条

- 配慮書対象事業を実施しないこととしたとき
- 書対象事業に該当しないこととなったとき 第七条の三第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が配慮
- 配慮書対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

 $\equiv$ 

の他の技術指針で定める事項を決定し、対象事業」に改め、 べられたときはこれを考慮して、 2 第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える 事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者が行ったものとみ 第八条中「当該事業」を「配慮書の内容を踏まえるとともに、第七条の五の意見が述 討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者について行われたものとみなす。 同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の配慮書事業者が行った計画段階配慮 なし、当該引継ぎ前の配慮書事業者について行われた計画段階配慮事項についての検 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が配慮書対象事業であるときは、 第七条の二の配慮書対象事業が実施されるべき区域そ 同条中第六号を第九号とし

五. 第七条の三第四号に掲げる事項

- 六 第七条の五の規定により述べられた知事の意見
- 前号の意見についての事業者の見解

七

第八条に次の一項を加える。

2 二第 るのは 事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項」とあるのは 書の」とあるのは「法第三条の三第一項の配慮書の」と、 より配慮書を作成している場合における前項の規定の適用については、同項中「配慮 事業者が法第三条の十第二項の規定により適用される法第三条の三第一項の規定に 一項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項」と、 「第七条の三第四号」とあるのは 「法第三条の六の規定による主務大臣の意見」と、 「法第三条の三第一項第四号」と、 「第七条の五の意見」とあ 「第七条の二の配慮書対象 同項第六号 同項第五

第3483号 増刊① n 中 「第七条の五の規定により述べられた知事」とあるのは

第九条の見出し中 述べられた主務大臣」と読み替えるものとする。 「送付」を「送付等」に改め、同条第一項中「前条第四号」 「法第三条の六の規定によ を

約書」を加える。 において「要約書」という。)」に改め、同条第二項中「調査計画書」の下に「及び要 条第一項第四号」に、 「これ」を「調査計画書及びこれを要約した書類(次項及び次条 前

により公表しなければ」に改める。 を「供するとともに、規則で定めるところにより、 第十条中「において、 調査計画書」の下に「及び要約書」を加え、 インターネットの利用その他の方法 「供しなければ」

第十条の次に次の一条を加える。

(調査計画書説明会の開催等)

第十条の二 事業者は、 明会 おいて、当該区域内に調査計画書説明会を開催する適当な場所がないときは、 九条第一項に規定する市町村の区域内において、調査計画書の記載事項についての説 域以外の区域において開催することができる。 (以下「調査計画書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合に 規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、 当該区 第

- 2 規則で定めるところにより、これらを調査計画書説明会を開催する日の一週間前まで に公告しなければならない。 事業者は、 調査計画書説明会を開催するときは、その開催の日時及び場所を定め、
- 3 条第一項に規定する市町村の長の意見を聴くことができる。 事業者は、 調査計画書説明会の開催の日時及び場所を定めようとするときは、 第九
- 4 計画書の概要を記載した書面を配布するとともに、調査計画書の内容の具体的な説明 事業者は、 一努めなければならない 調査計画書説明会の開催に当たっては、規則で定めるところにより調査
- 5 事業者は、 当該説明会を開催することを要しない 一項の規定による公告をした調査計画書説明会を開催することができない場合に その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより

第十一条第一項中 「前条」を 「第十条」に改める。

第十二条中「経過した後」の下に「、 知事」を加える

13

に次の二項を加える。 を受けた市町村の長は」を「知事は、前条の書類の送付を受けたときは」に改め、 第十三条の見出し中 「市町村の長」を「知事等」に改め、 同条中 「前条の書類の送付 同条

- る市町村の長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする 前項の場合において、 知事は、 期間を指定して、調査計画書について前条に規定す
- るとともに、前条の書類に記載された意見に留意するものとする。 第一項の場合において、知事は、前項の規定による当該市町村の長の意見を考慮す

3

2

五号」を「第八条第一項第八号」に改める。 第十四条中「前条」を「前条第一項」に、 「市町村の長」を「知事」に、 「第八条第

第十六条第一号中「第八条第一号」を「第八条第一項第一号」に改め、

「第十三条」を「第十三条第一項」に、 「市町村の長」を「知事」に改める 同条第三号中

第十九条を次のように改める。

ターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第十八条中「供しなければ」を「供するとともに、規則で定めるところにより、

第十七条中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

(評価書案説明会の開催等)

2 第十九条 明会を開催する場合について準用する。この場合において、 画書」とあるのは する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。 を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に評価書案説明会を開催 おいて、評価書案の記載事項についての説明会 二項において準用する第二項」と読み替えるものとする。 一項に規定する市町村の長」とあるのは 第十条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が評価書案説 事業者は、 「評価書案」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「第十九条第 規則で定めるところにより、 「関係市町村長」と、 (以下「評価書案説明会」という。 前条の縦覧期間内に、関係地域内に 同条第三項中 同条第四項中「調査計 「第九条第

第二号中「第八条第一号」を「第八条第一項第一号」に改める 第二十三条第一項第一号中「第八条第三号」を「第八条第一項第三号」に改め、 同項

第二十四条の次に次の一条を加える。

(公聴会の開催

14

催することができる 全の見地からの意見を有する者の意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開 一十四条の二 知事は、 前条の規定による送付を受けた後、 評価書につい て環境の保

2 前項に定めるもののほか、 公聴会に関し必要な事項は規則で定める。

第二十五条中「前条」を「第二十四条」に改め、 同条に次の一項を加える。

2 するものとする。 前項の場合において、 知事は、 前条第一項の公聴会において述べられた意見に留意

第 を「第八条第一項第三号」に改め、 第二十六条第一項中 一号」に改める。 「前条」を「前条第一項」に改め、 同項第二号中 「第八条第一号」を「第八条第一項 同項第一号中「第八条第三号

える。

表しなければ」に改める。 るとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公 第二十七条中「第二十五条」を 「第二十五条第一項」に、 「供しなければ」を「供す

に改める 第二十八条及び第二十九条第一項第二号中「第八条第三号」を「第八条第一項第三号

中 第三十一条第一項中 「この場合において、 「第八条第三号」を 」の下に「前条中」を加える。 「第八条第一項第三号」に改め、 同条第二項

者

第三十二条第二項中「この場合において、」の下に「第二十九条第二項中」を加える

福

岡

により、公表しなければ」に改める。 第三十六条第一項及び第三十七条中「第二十五条」を 第三十五条第一項中 「提出しなければ」を 「提出するとともに、 「第二十五条第一項」に改める 規則で定めるところ

これらの対象事業の」を「当該」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として 次の一項を加える。 第三十八条の見出し中「二以上の」の下に 「配慮書対象事業及び」 を加え、 同条中「

うとするときは、当該配慮書事業者は、これらの配慮書対象事業に係る手続等を併せ て行うことができる 又は二以上の配慮書事業者が相互に関連する二以上の配慮書対象事業を実施しよ

> 二項中 を加え、 計画法 都市計画決定権者」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加 「当該都市計画の決定又は変更をする者 を「市街地開発事業として都市計画法」に改め、 第三十九条の見出し中「定められる」の下に「配慮書対象事業及び」を加え、 「前項」を「前二項」に改め、 (昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法 「応じる」を「応ずる」に改め、 「場合において、」の下に (以下「都市計画決定権者」という。)」を「 同項を同条第三項とし、 「同条第五項に規定する」を削り、 「配慮書事業者及び」 同条第一項中「都市 同条第

ものとする。この場合において、第七条の七第一項第三号及び第二項の規定は、 第七条の二から第七条の七までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検 条第五項に規定する都市施設 画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が同 しない 討その他の手続は、 都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮書対象事業については、 市街地開発事業 配慮書対象事業が都市計画法 以 下 「都市計画決定権者」という。) (以下「市街地開発事業」という。)として同法の規定により都市計 規則で定めるところにより、当該都市計画の決定又は変更をする (以下「都市施設」という。)として同法の規定により (昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する が、 配慮書事業者に代わるものとして行う

第四十一条を次のように改める。

(知事が配慮書事業者及び事業者である場合の読替え)

第四十一条 うとする部局の長」と、 七条の七及び第四十三条中「配慮書事業者」とあるのは「配慮書対象事業を実施しよ 知事が配慮書事業者である場合においては、第七条の四、第七条の五、 「知事」とあるのは「環境部長」とする。

条第二項」を加え、 2 第二十五条第一項」に改め、 二十四条、第二十五条、第二十六条、第三十五条及び第四十三条中「事業者」とある 第四十二条第一項中「第三十九条第一項」の下に「に規定する配慮書対象事業又は同 のは「事業実施部局の長」と、「知事」とあるのは 知事が事業者である場合においては、 同項第二号中「第二十五条」を 同項第三号中 第九条、第十二条、第十三条、 「法第四条第二項 「第七条の五、 「環境部長」とする 第十条第 第十三条第一 項及び第二十 一項又は

条第一項」 項」に改める。 を「法第三条の七第 一項、 法第四条第二項、 法第十条第一項又は法第二十条

第四十二条の次に次の一条を加える。

(法対象事業についての手続の準用)

第四十二条の二 第二十四条の二の規定は、 を述べようとする場合について準用する。この場合において、第二十四条の二第一項 に規定する環境影響評価準備書」と読み替えるものとする。 「前条」とあるのは「法第十九条」と、 知事が法第二十条第一項の規定による意見 「評価書」とあるのは「法第十四条第一項

2 果を記載した書類」とあるのは ついて、法第三十八条の二第一項に規定する事業者が同項に規定する報告書を作成し た場合について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「事業者」とある 第三十五条の規定は、 対象事業に係る評価書に記載した事後調査を適切に実施した後、 は 当該報告書」と、 「法第三十八条の二第一項に規定する事業者」と、「第十六条第七号の規定によ 第三十五条第二項中「書類」とあるのは「報告書」と読み替え 法第二十六条第二項の規定による送付を受けた法対象事業に 「同項に規定する報告書を作成した場合には、 速やかに、 速やか その結

第四十三条中「限度において」の下に「、配慮書事業者」を加える

改め、 れる当該配慮書対象事業又は対象事業であって当該市町村条例の対象とされたもの」に を「事業実施想定区域又は対象事業が実施される区域が、当該市町村の区域内に限ら おおむね」に、 第四十六条第一項中「市町村が」の下に「配慮書対象事業及び」を加え、 同条第三項中 「当該市町村の区域で実施される当該市町村条例の対象とされた事業 「対象事業」を 「事業実施想定区域又は対象事業」に改める。 「概ね」 を

第四十七条を次のように改める

、隣接県の知事等との協議

第四十七条 書事業者又は事業者が対象事業等に関して行うべき手続等について協議するものとす 知事は、 次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める者と、 配慮

する市町村の長又は当該市町村の属する県の知事 事業実施想定区域で本県に属しないものがある場合 当該事業実施想定区域の属

> た者が長である市町村又は第十七条に規定する市町村で本県に属しないものがある 第九条第一 これらの市町村の長又はこれらの市町村の属する県の知事 項に規定する市町村、 同条第二項の規定により調査計画書が送付され

三に規定する配慮書、 及び第二十五条の書面の」を「の規定による」に改め、 規則で定める」に改め、同条第二項中「に規定する調査計画書の縦覧」を削り、 定する評価書案及び要約書の縦覧並びに」を「及び」に、 「評価書案の作成」を「評価書案」に、「当該規定にかかわらず、規定で定める」を 第四十八条第一項中「事業者は、 第八条第一項」に、 第八条」を「配慮書事業者又は事業者は、 「調査計画書の作成」を「調査計画書」に、 「に規定する評価書、 当該規定にかかわらず」を 要約書

### 附 則

削る。

(施行期日)

第一条 この条例は、 平成二十五年十月一日から施行する。

(経過措置

第二条 業については、適用しない 前の福岡県環境影響評価条例第八条に規定する環境影響評価調査計画書を公告した事 第七条の七までの規定は、この条例の施行の日 改正後の福岡県環境影響評価条例 以 下 「新条例」という。)第七条の二から (以下「施行日」という。) 前に改正

第三条 書」という。)、新条例第十六条に規定する環境影響評価書案 いう。)又は新条例第二十三条第二項に規定する環境影響評価書 縦覧に係る新条例第八条第一項に規定する環境影響評価調査計画書(以下 いう。)について適用する。 新条例第十条、第十八条又は第二十七条の規定は、 施行日以後に行う公告及び (以下「評価書案」と 。 以 下 「評価書」と 「調査計画

第四条 )の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る調査計画書又は評価書案について 新条例第十条の二(新条例第十九条第二項の規定により準用する場合を含む。

適用する。

第五条 新条例第三十五条の規定は、施行日以後に評価書の公告及び縦覧を行った事業 者について適用する。

施行日以後に新条例第七条の二に規定する配慮書事業者となるべき者は、

福岡県条例第二十号

福岡県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

除く。) であるものを 看板(アーチ

その他のもの

一平方メ 表示面積 つき一月

トルに

三

九〇〇

. . . . . . . . . .

き一年

るもの

トルに

時的に設け

平方メ

三九〇

表示面積

標識

き

本につ 一年

-00

九一〇

2 の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。 の二に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。 前項の規定による手続が行われた配慮書対象事業については、当該手続は、新条 前において、新条例第七条の二から第七条の七までの規定の例による新条例第七条

3 一に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を配慮書事業者に代わ れる新条例」と、 ものとして行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。この場合におい 前二項の規定は、施行日後に新条例第三十九条第一項の規定により新条例第七条 第一項中「、新条例」とあるのは「、新条例第三十九条第一項の規定により適用 「による新条例」とあるのは「による同項の規定により適用され

新条例」と読み替えるものとする。 福岡県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

小 Ш

洋

福岡県知事

福岡県道路占用料徴収条例 (昭和四十三年福岡県条例第二十三号)の一部を次のよ

に改正する。

別表中

		第六号に掲げ	施行令第七条	<b>施行令第七</b>		<u> </u>			る さ て 	る 第一気に掛け	例 施行令第七条
	その他のもの	 		同条第三号に掲げる工事用材料施行令第七条第二号に掲げる工事用施設及び		ア      チ	を除く。)	場ずる工事用 七条第二号に 七条第二号に	乗 り 来 旗 ざ お		
		も の	に設けるもの	仮設建築物及び	料上事用施設及び	その他のもの	車道を横断す	その他のもの	の 的に設けるも に際し、一時	その他のもの	のに設けるものに設けるものに設けるものにおいる。
-				つき 一月	一平方メ	き 一 月	一 基 に つ	つき - トル 月 に メ	つき - トル 日 に メ	き一月の	き — 一 日 に つ
-	得た額 Aに〇・〇	得た額 	Aに○・○ 一四を乗じ	1110	一六〇	一、九〇〇	三、九〇〇	三九〇	三九	三九〇	三九
	〇二五を乗じて	一八を乗じて	Aに○・○ 一八を乗じ	  O	九八	五七〇	-, -00	_ _ 0		  0	=

を

	げる施設 第十一号に掲	施行令第七条	施行令第七条符	41) H	築物る応急仮設建第九号に掲げ	施行令第七条	動車駐車場の施設及び自	第八号に 掲げ施行 令第七条	る施設 おりまり	たこうこ 場げ 施行令第七条
その他のもの	上空に設けるもの	の路面下に設けるもの の路面下に設けるものに限る。)	施行令第七条第十号に掲げる器具	その他のもの	上空に設けるもの	の路面下に設けるものトンネルの上又は高架の道路	その他のもの	建築物	その他のもの	建築物
						つ き 一 年	l ー 平 方 に メ 積			
得た額 - C- O-	得た額 	Aに○・○ 一四を乗じ	得た額 	得た額 - ○・○-	得た額 (A) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C	Aに○・○ 一四を乗じ	得 ー を 乗 じ て	得 た 額	得 た 額 ・ ○	Aに○・○ 一四を乗じ
○二五を乗じて	一八を乗じて	Aに○・○ 一八を乗じ	二五を乗じて	〇二五を乗じて	一八を乗じて	<ul><li>Aに○・○</li><li>一八を乗じ</li></ul>	Aに○・○ 一三を乗じ	一八を乗じて	Aに○・○ 一三を乗じ	Aに○・○ 一八を乗じ

	る ら ら ら ら り に り に り に り に り に り に り に り り に の に る に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に 。 に 。 に 。 。												
)   	P    -	を除く。)	易げるCF目 七条第四号に		旗ざお	標識	除 く。) る る る る る る る る る る る る る る る る る る る	であるとのと					
その他のもの	その他のもの もので横断す		ののに設けるものに設けるものに設けるものに設けるものに設けるものにいる。	その他のもの	ののに設けるものに設けるものに設けるものに設けるものに設けるものに設けるもののである。		その他のもの	るものに設け					
き一月	基につ	つき 一月 に 月 に	つき ー ト ル に 日	き一月の	き — ー 本 に つ	き 一 年 に つ	つき ー 平 方 メ 年 に	つき ー 平 方 メ 相 に					
九〇〇	三、九〇〇			三九〇	三九	1,100	三、九〇〇	三九〇					
五七〇	1,100	_ _ O		- - 0		九一〇	-, -00	_ _ O					

建築物

げる応急仮設

上空に設けるもの

得た額

Aに○・○一八を乗じて

第十一号に掲       動車駐車場       で       そ		自 げ 条 そ <b>建</b> そ		育し計で掲げ 施行令第七条 建	7-		施行令第七条 の ト	同条第七号に掲げる施設施行令第七条第六号に掲	同条第五号に掲げる工事用材料施行令第七条第四号に掲げる工	施行令第七条第三号に掲げる施設	施行令第七条第二
の路面下に設けるものトンネルの上又は高架の道路	の他のもの	建築物	の他のもの	建築物	その他のもの	上空に設けるもの	の路面下に設けるものトンネルの上又は高架の道路	同条第七号に掲げる施設施行令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び	同条第五号に掲げる工事用材料 施行令第七条第四号に掲げる工事用施設及び	号に掲げる施設	施行令第七条第二号に掲げる工作物
つき 一 年	ト平用ル方面							つき ートル 月に	占用面積	つきートルに	一平方メ
Aに○・○ 一四を乗じ	得た額 - を乗じて	得た額 (A) (C) · (C) · (C) (T) · (C)	得た額 - を乗じて	Aに○・○ 一四を乗じ	得た額 Aに〇・〇-	得た額 (A) (C) · (C) · (C) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T) (T	Aに○・○ 一四を乗じ	1110	一六〇	得た額 	1,1100
Aに○・○ 一八を乗じ	Aに○・○ 一三を乗じ	一八を乗じて	A に○・○ 一三を乗じ	Aに○・○ 一八を乗じ	○二五を乗じて	一八を乗じて	Aに○・○ 一八を乗じ		九八	〇二五を乗じて	1,100

げる施設 第十三号に掲 施行令第七条 施行令第七条第十二号に掲げる器具 その他のもの 上空に設けるもの の路面下に設けるもの トンネルの上又は自動車専用 その他のもの 道路(高架のものに限る。) 得た額 得た額 得た額 得た額 Aに○・○二五を乗じて Aに○・○一八を乗じて Aに○・○二五を乗じて Aに○・○二五を乗じて A に 〇 · 〇 て得た額 一四を乗じ A 100000 て得た額 一八を乗じ

改め、同表備考第七号中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「同条第十一号」を 「同条第十三号」に改める。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県福祉のまちづくり基金条例を廃止する条例をここに公布する。 平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小

Ш 洋

# 福岡県福祉のまちづくり基金条例(平成十年福岡県条例第十二号)は、廃止する。

福岡県条例第二十一号

福岡県福祉のまちづくり基金条例を廃止する条例

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成二十五年三月二十九日

附 則

福岡県知事 小 Ш

洋

第一条

# 福岡県条例第二十二号

福岡県公立学校職員の給与に関する条例 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (昭和三十二年福岡県条例第五十一号)の一

部を次のように改正する

とする。 とし、同条第四項を削り、 項を同条第三項とし、 中「(次項において「単身赴任手当受給職員」という。)」を削り、同項を同条第二項 第十三条の三第一項中「第三項」を「次項」に改め、 同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、 同条第五項中「又は第二項」及び「第三項又は」を削り、 同条第二項を削り、 同項を同条第四項 同条第三項 同

### 附

(施行期日)

(経過措置)

2 成二十六年三月三十一日までの間にあっては「三千円」と、同年四月一日から平成二 条例第十三条の三第二項中「四千五百円」とあるのは、平成二十五年四月一日から平 年三月三十一日までの間、 給与条例」という。)第十三条の三第二項、 十七年三月三十一日までの間にあっては「千五百円」とする この条例による改正前の福岡県公立学校職員の給与に関する条例(以下「改正前の なおその効力を有する。この場合において、改正前の給与 第四項及び第五項の規定は、平成二十七

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する

条例をここに公布する

平成二十五年三月二十九日

平成 25 年 3 月 29 日

# 福岡県条例第二十三号

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部

を改正する条例

福岡県県立学校職員定数条例の一部改正

### 則

この条例は、 平成二十五年四月一日から施行する。

1

小 Ш 洋

を次のように改正する。

# 福岡県知事

警察官

警視

福岡県県立学校職員定数条例 (昭和二十八年福岡県条例第三号)の一部を次の

ように改正する。

二人」に、「五人」を「三人」に、 、三九五人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、五六八人」を「一、六一 を「五、 「一、七二八人」に改める。 第二条第一項の表中学校、高等学校及び中等教育学校の職員の項中「五、 六四三人」に、 「三〇三人」を「二九三人」に、 「五八人」を「五一人」に、「一、六九三人」を 「六、四五四人」を「六 六九二人

(福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例 (昭和三十九年福岡県条例第五十号) 0) 部

を次のように改正する。

、「一、五四六人」を「一、五五七人」に改める。 七四人」に、「一、一五四人」を「一、一五〇人」に、 人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、四一四人」を「一、四二五人」に に、「一、三四二人」を「一、三五五人」に、「二六、〇五二人」を「二六、〇六五 第二条第一項の表小学校及び中学校の職員の項中「二三、一七六人」を「二三、一 「三八〇人」を「三八六人」

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成二十五年三月二十九日

# 福岡県条例第二十四号

福岡県知事

小

Ш

洋

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一 部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例 (昭和二十九年福岡県条例第四十号) 0) 部

第六条第一号を次のように改める。

〇、九六五人

二七四人

六四七人

警部補及び巡査部長

六 五九〇人

巡査 教育訓練中の者を含む。 警察教養施設において新任者として

> 三 四五四人

### 附 則

この条例は、 平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県警察職員の給与に関する条例の一 部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小 Ш 洋

# 福岡県条例第二十五号

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

のように改正する。 福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)の一部を次

4

中 とする。 項を同条第三項とし、 とし、 第十二条の三第一項中「第三項」を「次項」に改め、同条第二項を削り、 (次項において「単身赴任手当受給職員」という。)」を削り、 同条第四項を削り、 同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、 同条第五項中「又は第二項」及び「第三項又は」を削り、 同項を同条第四項 同項を同条第一 同条第三項 項 同

福

別表第五ホ研究職給料表級別標準職務表五級の項を次のように改める。

5

 $\Omega$ 额

困難な業務を処理する試験研究機関の長の職務又は職務の複雑、困難 及び責任の度がこれと同程度のものとして人事委員会規則で定める職

### 附 則

6

(施行期日)

1 この条例は、 平成二十五年四月一日から施行する。

住居手当に関する経過措置

2 条例」という。 この条例による改正前の福岡県警察職員の給与に関する条例 第十二条の三第1 項、 第四項及び第五項の規定は、 (以下「改正前の給与 平成二十七年三

> 年三月三十一日までの間にあっては「千五百円」とする。 月三十一日までの間、 十六年三月三十一日までの間にあっては 第十二条の三第二項中「四千五百円」とあるのは、平成二十五年四月一日から平成二 なおその効力を有する。この場合において、 「三千円」と、 同年四月一日から平成二十七 改正前の給与条例

(研究職給料表の経過的特例

3

こととなる職員に切替日以降適用する給料表は、改正後の給与条例第六条第一項の規 号に規定する職務の複雑、 改正後の給与条例」という。)別表第五ホ研究職給料表級別標準職務表四級の項第一 切替日においてこの条例による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例 例別表第五ホ研究職給料表級別標準職務表五級の項第一号又は第二号の適用を受けて て人事委員会規則で定める職を占めることとなる職員又は同項第三号の適用を受ける いた職員のうち、標準職務(第六条第二項の標準的な職務をいう。)の見直しに伴い 定にかかわらず、附則別表研究職特例給料表とする 平成二十五年四月一日 (以下「切替日」という。)の前日において改正前の給与条 困難及び責任の度が試験研究機関の長と同程度のものとし 以下「

附則第三項適用職員の切替日における号給は、 項及び第三項の規定にかかわらず、附則別表研究職特例給料表に掲げる特四級とし、 項適用職員」という。)の切替日における職務の級は、 職員が受けていた号給と同じ額の号給とする。 前項の規定により附則別表研究職特例給料表の適用を受ける職員(以下 切替日の前日において附則第三項適用 改正後の給与条例第六条第二 「附則第三

その認める日以降適用する給料表は、当分の間、 の専門性及び知識経験が附則第三項適用職員と同程度と警察本部長が認める場合は、 定にかかわらず、 切替日の前日において附則第三項適用職員と同一の職を占める職員については、そ 附則別表研究職特例給料表とする。 改正後の給与条例第六条第一項の規

給は、 給がないときは、 る日における職務の級は、改正後の給与条例第六条第二項及び第三項の規定にかかわ 前項の規定により附則別表研究職特例給料表の適用を受ける職員のその適用を受け 当該日の前日において当該職員が受けていた号給と同じ額の号給 附則別表研究職特例給料表に掲げる特四級とし、当該職員の当該日における号 その額の直近上位の額の号給)とする。 (同じ額の号

切替日以降に新たに改正後の給与条例別表第四研究職給料表の適用を受けることと

7

### 附則別表(附則第3項、附則第5項関係)研究職特例給料表

職務 の級	特4級	
号 給	給料月額	
		円
1	444,300	
2	444,600	
3	445,400	
4	446,200	
5	446,900	
6	447,600	
7	448,300	
8	449,000	
9	449,500	
10	450,200	
11	450,900	
12	451,600	
13	452,100	
14	452,800	
15	453,500	
16	455,300 454,200	
	101,200	
17	454,700	
18	455,300	
19	455,900	
20	456,500	
21	457,100	
22	457,800	
23	458,400	
24	459,000	
25	459,600	
26	460,300	
27	461,000	
28	461,700	
29	462,200	
30	462,900	
31	463,500	
32	464,100	
33	464,700	
34	465,400	
35	466,000	
36	466,600	
37	<i>167</i> 200	
37	467,200	
38	467,900	
39	468,600	
40	469,300	
41	469,800	
42	470,500	
43	471,200	
ı		'

第3483号 増刊①

23	1 1/9/	25年3月29日	金曜日	<u> </u>	<u> </u>	<u>公</u>	<b>平</b> 区	第348	007	垣川山
	44				451.00				I	
	44				471,900	)				
	45				472,400	)				
	46				473,100	)				
	47				473,800					
	48				474,500					
					1, 1,00					
	49				475,000	)				
	50				475,600					
	51				476,200					
	52				476,800	)				
	53				477,300	)				
	54				478,000	)				
	55				478,600					
	56				479,200					
					110,200					
	57				479,800	)				
	57									
	58				480,500					
	59				481,100					
	60				481,700	)				
	61				482,300	)				
	62				483,000	)				
	63				483,600	)				
	64				484,200					
	65				484,800	)				
	66				485,500					
	67				486,100					
	68				486,700	)				
						_				
	69				487,300					
	70				488,000					
	71				488,600					
	72				489,200	)				
	73				489,800	)				
	74				490,500	)				
	75				491,100					
	76				491,700					
					,, 0					
	77				492,300	)				
	78				493,000					
	79				493,600					
	80				494,200	J				
	01				40 4 000	`				
	81				494,800					
	82				495,400					
	83				496,000					
	84				496,600	)				
	85				497,200	)				
	86				497,800					
	87				498,400					
	88				499,000					
1					200,000	-				
	89				499,500	)				
	90				500,100					
	91				500,700	,				

	- 平成	7.25年3月29日	<b>金唯日</b>	佃	凹	<b>ト ム</b>	<b>羊</b> 权	界3483万	増刊①	
	92				50	1,300				
	93					1,800				
	94					2,400				
	95					3,000				
	96				50	3,600				
	97				50	4,100				
	98					4,600				
	99					5,100				
	100					5,600				
	100				00	0,000				
	101				50	6,100				
	102				50	6,500				
	103					6,900				
	104				50	7,300				
	105				50	7.700				
	105					7,700				
	106 107					98,100 98,500				
	107					18,900				
	100				30	0,300				
	109				50	9,300				
	110				50	9,700				
	111				51	0,100				
	112				51	0,500				
	113				E1	0,900				
	113					1,400				
	115					1,800				
	116					2,200				
	110				01	.2,200				
	117				51	2,600				
	118					3,000				
	119					3,400				
	120				51	3,800				
	121				51	4,100				
	121					4,500				
	123					4,900				
	124					5,300				
	121				01	.0,000				
	125				51	5,500				
	126					5,900				
	127					6,300				
	128				51	6,700				
	129				E1	7,000				
	130					7,400				
	131					7,700				
	132					8,000				
	102				01	,				
	133				51	8,300				
									_	
1										

う。)がないとき 認定遊技機」とい

の条において「未 の遊技機(以下こ 受けた遊技機以外 定」という。)を において単に「認 下この条及び次条 第二項の認定(以

適正化法第二十条する遊技機に風営

という。)につい

て風俗営業許可を

ちんこ屋等営業」 の条において「ぱ する営業(以下こ

受けようとする場

合で営業所に設置

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成二十五年三月二十九日

福岡県知事

小

Ш

洋

第3483号 増刊①

福岡県条例第二十六号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

改正する。 福岡県警察関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第四十八号)の一部を次のよう

第二条第二項の表一の項を次のように改める。

可申請手数料

風俗営業許

風俗営業等の規制 ぱちんこ屋又は 年政令第三百十九 等に関する法律施 号) 第七条に規定 行令(昭和五十九 及び業務の適正化 2 1 営業 営業 三月以内の期 業以外の営業 1に掲げる営 三 Ŧ, 000円 000円

第二条第二項の表一○の項を次のように改める。

<ul><li>(三) ぱちんこ屋等営</li><li>(三) ぱちんこ屋等営</li><li>(三) ぱちんこ屋等営</li></ul>	□ ぱちんこ屋等営業について風俗営業 する遊技機に未認定遊技機があるとき。 する遊技機に未認定遊技機があるとき。
1 三月以内の期 2 1 三月以内の期	可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。
二四、 〇〇〇円 円	(一)の1又は2に定める額に、二、八〇〇円( 額に、二、八〇〇円( 新四項の検定(以下この条から第四条を一、八〇〇円( 時定未認定遊技機( 以外の未認定遊技機( 以下この条において「 校定・という。)がある未認定遊技機が属する未認定遊技機が属する型式の条において「 を二、四〇円(特定未認定遊技機」と でれ次条第二項の手数料の額 の三の項の手数料の額 の一の円を瀬じた額に、未 の一の円を瀬じた額に、未 でれた条第二項の表

中

福

更承認申請手	未認定遊技機がない場合 変更の承認を受けようとする遊技機に	二、四〇〇円
数料	□ 変更の承認を受けようとする遊技機に	五、二〇〇円(特定未
	未認定遊技機がある場合	認定遊技機がある場合
		にあっては、八、〇〇
		〇円に当該特定未認定
		遊技機が属する型式の
		数を二、四〇〇円に乗
		じて得た額を加算した
		額)に、未認定遊技機
		一台ごとに四〇円(特
		定未認定遊技機につい
		ては、それぞれ次条第
		二項の表の三の項の手
		数料の額の欄に定める
		額から八、〇〇〇円を
		減じた額)を加算した
		額

「七、四○○円」を「六、八○○円」に改める。第二条第二項の表備考一中「九、三○○円」を「八、六○○円」に改め、同表備考二

三五、〇〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「一六、三〇〇円」に、「二四、七〇〇円」 中 円とし、二の項の場合にあっては四〇円とし、三の項の場合にあってはそれぞれ同項の ら二、七〇〇円」を「手数料の額の欄の規定にかかわらず、 七〇〇円」を「三五、〇〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「 円」を「五九、〇〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に、「三〇、 を「三九、〇〇〇円」に、 手数料の額の欄に定める額から八、○○○円」に改める。 に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、 「二、七二〇円」を 六八〇円」を「一二、六〇〇円」に改め、 一項の表一の項中 「四、三四〇円」に改め、同表三の項中「三一、七〇〇円」を「 「五、九〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、「五九、七〇〇 「二、七〇〇円」を「二、二〇〇円」に改め、 「それぞれ手数料の額の欄に定める額か 同表備考中「同時に」の下に「当該認定 一の項の場合にあっては零 同表 <u>ー</u>の

円」を「一、四三五、〇〇〇円」に、「二九六、〇〇〇円」を「四三八、〇〇〇円」に中「一八、〇〇〇円」を「六、三〇〇円」に改め、同表三の項中「一、五三〇、〇〇〇円」に改め、同表二の項第四条第二項の表一の項中「六、三〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、同表二の項

二、〇〇〇円」を「一、 〇〇円」に改める。 一四八、 [三九九、 [三三八、 000円」に、 四一、 000円」を 000円」に、 〇〇〇円」を「一、一二八、 一四七、 「三四九、 「四七九、 「一、八一六、〇〇〇円」を「一、六二一、〇〇〇円」に、 000円」に、 〇〇〇円」に、「一、一九三、 000円」を 000円」に、 「三四八、〇〇〇円」を「四八一、 「四八二、 000円」に、 一七四、 000円\_ 000円」を 「一、一九 を 「一、 0

第五条第二項の表一の項を次のように改める。

			る場合	受けようこか 遊技機について がな機について
□ □又は□に掲げるもの以外のもの	B <	に 特定装置が設け は、 特定装置が設け	に限る。)	(一) 特定装置が設け られているもの( られているもの(
もの以外のもの	の以外のもの 1に掲げるも	1 セッサーを内蔵 ロッサーを内蔵	の以外のもの 1に掲げるも	1 セッサーを内蔵 ロッサーを内蔵
111、000円	11111、000円	三六、三〇〇円	11111、100円	四川、川〇〇日

属する」を加え、「二、三○○円」を「一四、三○○円」に改める。
○○円」を「三○、三○○円」に改め、同表に「当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に「四二、三○○円」を「三六、三○○円」を「二六、三○○円」を「一九、一○○円」に改め、同表信の項で「三、三○○円」を「一九、一○○円」を「三五、三○○円」を「三六、三○○円」を「一九、一○○円」を「三五、三○○円」を「三○○円」を「三一、三○○円」を「三一、三○○円」を「三二、三○○円」を「三○○円」を「二四、三○○円」を「六八、三○○円」に、「一五、三の田」を「三○○円」を「三○○円」を「二四、三○○円」を「二四、三○○円」を「三○○円」に改める。

一五五、○○○円」に、「三四三、二○○円」を「四八九、○○○円」に改め、同表四、「二九○、二○○円」を「四四五、○○○円」に、「一六八、二○○円」を「三四五、○○○円」に、「三九三、二○○円」を「三四五、○○○円」に、「三九三、二○○円」を「一、八一○、二○○円」を「一、六二八、○○○円」に、「三九三、二○○円」を「一、一三五、二○○円」を「一、二五、二○○円」を「一、二五、二○○円」を「一、二五、二○○円」を「一、二五、二○○円」を「一、四四二、○○○円」に、第六条第二項の表一の項中「一、五二四、二○○円」を「四八九、○○○円」に改め、同表

を「四八八、〇〇〇円」に改める 項中「一、一八六、二〇〇円」を「一、一五四、〇〇〇円」に、 「三四二、二〇〇円

この条例は、 平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

福岡県知事 小 Ш 洋

# 福岡県条例第二十七号

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号) の一部を次のように改

正する。

目次中

第二十条

「第六章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等(第十九条

を

第二十条

「第六章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等(第十九条

第六章の二 特定の事業者に対する暴力団の不当な影響を排除するため に改める。

の措置 (第二十条の二)

護等に関する法律」に改める。 件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保 第十二条の二第二項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条

において同じ」を加える。 第十三条の三第一項中「暴力団員をいう」の下に「。第二十条の二第二項及び第六項

第十四条の二第一項中「第七項」の下に「並びに第二十条の二第一項」を加える。

第六章の次に次の一章を加える。

第二十条の二暴力団員は、 不当な行為の防止等に関する法律第九条第四号に規定する縄張をいう。 第六章の二 特定の事業者に対する暴力団の不当な影響を排除するための措置 自己の所属する暴力団の暴力団員の縄張 (暴力団員による )を設定し、

27

することを告げ、又は推知することができるような言動を行う場合に限る。 為については、当該行為をするに当たり、 もの若しくは第十七条の二各号に掲げる者又はこれらの代理人、使用人その他の従業 又は維持する目的で、 者に対し、 次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる行 特定接客業者であって暴力団排除特別強化地域に営業所を置く 暴力団員であること又は暴力団と関係を有

- それらの者の事業所又は居宅に立ち入ること。
- 一条第一号に規定する電子メールをいう。)を送信すること。 (特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号) 文書を送付し、 電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メー 第
- 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- $\equiv$

又はそれらの者の事業所若しくは居宅の付近をうろつくこと。

几

つきまとい、

- 2 じ、 してはならない。 暴力団員は、その配下暴力団員に対して前項の規定に違反する行為をすることを命 又はその配下暴力団員が同項の規定に違反する行為をすることを助長する行為を
- 3 反する行為をすることを助けてはならない。 反する行為をすることを依頼し、 前項に規定するもののほか、暴力団員は、他の暴力団員に対して第一項の規定に違 若しくは唆し、又は他の暴力団員が同項の規定に違
- 4 又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。 規則で定めるところにより、当該暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、 公安委員会は、暴力団員が第一項の規定に違反する行為をしたときは、 公安委員会は、暴力団員が第一項の規定に違反する行為をした場合において、当該 公安委員会
- 5 は、 ることができる。 囲内で期間を定めて、 暴力団員が更に反復して同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるとき 公安委員会規則で定めるところにより、 同項の規定に違反する行為を防止するために必要な事項を命ず 当該暴力団員に対し、 一年を超えない範
- 6 と認めるときは、 いて、当該暴力団員が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがある を超えない範囲内で期間を定めて、その配下暴力団員に対して第一項の規定に違反す 公安委員会は、暴力団員が第二項又は第三項の規定に違反する行為をした場合にお 公安委員会規則で定めるところにより、 当該暴力団員に対し、 年

に必要な事項を命ずることができる。は他の暴力団員が同項の規定に違反する行為をすることを助けることを防止するためは他の暴力団員が同項の規定に違反する行為をすることを依頼し、若しくは唆すこと若しく為をすることを助長する行為をすることを防止するために必要な事項又は他の暴力団為であることを命ずることができる。

3

7 公安委員会は、暴力団員がその所属する暴力団のために必要な事項を命ずることがで第三項までの規定に違反する行為をした場合において、当該暴力団の暴力団員がこにある者に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、当該暴力団の暴力団員が正にある者に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、当該暴力団の暴力団員が更にれらの規定に違反する行為をした場合において、当該暴力団の暴力団員が更にれらの規定に違反する行為をすることを防止するために必要な事項を命ずることがでれらの規定に違反する行為をすることを防止するために必要な事項を命ずることがでれらの規定に違反する行為をすることを防止するために必要な事項を命ずることがである。

第六項又は第二十条の二第五項若しくは第六項」に改める。 第二十三条の三第一項及び第五項中「又は第十四条の二第六項」を「、第十四条の二

第二十条の二第四項」に改め、同条を第二十三条の五とする。第二十三条の四第二項中「又は第十四条の二第五項」を「、第十四条の二第五項又は

第二十三条の三の次に次の一条を加える。

(命令に係る書類の送達)

第二十三条の四 この条例の規定による命令は、公安委員会規則で定める書類を送達しの規定による命令については、緊急を要するため当該書類を送達するいとまがないとの規定による命令は、公安委員会規則で定める書類を送達し

前項の規定により送達すべき書類について、

その送達を受けるべき者の住所及び居

\*;ゞゝ。 所が明らかでない場合には、公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることが

- 示して行う。
  会がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を公安委員会の掲示板に掲会がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を公安委員会の掲示板に掲った送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び公安委員
- の送達があったものとみなす。前項の場合において、掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは、書

4

欠りを示りいげれかこ亥当する音は、第二十五条第二項を次のように改める。

2

- する。
  、次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処
- 第十三条の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者
- 二 第二十条の二第四項から第七項までの規定による命令に違反した者

別表第一第二号中「第百七十五条」を「第百七十五条第一項」に改め、「、若しくは

販売し」を削る。

### 所則

別表第一第二号の改正規定は、公布の日から施行する。この条例は、平成二十五年六月一日から施行する。ただし、第十二条の二第二項及び